

令和6年9月20日
物流・自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大します！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

自動車は、後部座席に人が乗車したり、トランクに荷物が積載されている状態では、車両後部が下がるため、ヘッドライトの光の向きを調整しない場合、ヘッドライトが上を向き、対向車のドライバー、特に高齢者ドライバーに眩しさを与えるリスクがあります。

そこで、2006年の新車から、光源が明るいヘッドライトを備えた自動車を対象として「ヘッドライトの上下の照射方向を自動で調整するオートレベリング」を備えなければならないこととしていますが、依然として、ヘッドライトの眩しさにより、周囲の自動車等の発見が遅れ、事故に繋がったというケースが過去10年間（2012～2021年）で300件以上発生しています。

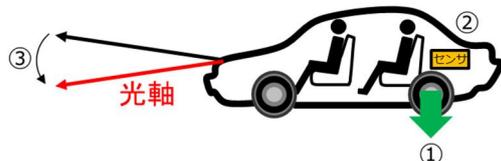
このような事故を防止するため、オートレベリングの装備拡大が国際的に議論されてきたところ、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、このオートレベリングに関する基準改正が合意されたことなどを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行います。

1. 主な改正の概要

オートレベリング（自動式の前照灯照射方向調節装置）について、光源が2,000lm超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、国際的な合意に伴い、光源の輝度にかかわらず、レベリング装備を必要とする全ての自動車※に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

【オートレベリングの作動イメージ】



- ①乗員や荷物の重さにより、車両後部が下がる
- ②車両に搭載したセンサにより車両の傾きを検知
- ③上を向いた光軸を適切な角度へ自動的に補正

【適用日】

- (1) 乗車定員10人以下の乗用車等
新 型 車：令和 9年9月1日
継続生産車：令和 12年9月1日
- (2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び
乗車定員11人以上の乗用車
新 型 車：令和 10年9月1日
継続生産車：令和 13年9月1日

2. 公布・施行

公 布：令和6年（2024年）9月20日

施 行：令和6年（2024年）9月22日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、木下

電話 03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線42313）、03-5253-8596（直通）

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 並びに 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則（第 171 号）」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 171 号に基づき認定されたかじ取装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 46 号第 5 改訂版	⇒	第 46 号第 6 改訂版
第 48 号第 8 改訂版	⇒	第 48 号第 9 改訂版
第 130 号	⇒	第 130 号改訂版

(2) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 171 号の新規採択に伴い、法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき型式指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

自動式の前照灯照射方向調節装置について、光源が2,000lm 超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、協定規則第48号の改訂に伴い、光源の輝度にかかわらず、前照灯照射方向調節装置を必要とする全ての自動車※に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

【適用日】

(1) 乗車定員10人以下の乗用車等：

【新型車】 令和9年9月1日

【継続生産車】 令和12年9月1日

(2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び乗車定員11人以上の乗用車：

【新型車】 令和10年9月1日

【継続生産車】 令和13年9月1日

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年9月20日

施 行：令和6年9月22日

国自基第90号の3
国自整第150号の3
国自技環第103号の3
令和6年10月2日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

物流・自動車局 車両基準・国際課長
自動車整備課長
技術・環境政策課長

速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

標記について、別紙の通り各地方運輸局自動車技術安全部技術課長、沖縄総合事務局運輸部車両安全課長、日本自動車工業会会長及び日本自動車輸入組合理事長に通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自基第90号
国自整第150号
国自技環第103号
令和6年10月2日

各地方運輸局自動車技術安全部部長 殿
沖縄総合事務局運輸部部長 殿

物流・自動車局 車両基準・国際課長
自動車整備課長
技術・環境政策課長

速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

本年4月に自動車の運転業務の時間外労働等に係る規制強化が適用されているところ、今般、公益社団法人全日本トラック協会から、更なる輸送の効率化を推進するため、牽引車において、被牽引車が空車時に限って一時的にNRの機能を解除する場合の取扱いについて相談があった。

牽引車については、NRが機能していることを前提として、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）（以下「細目告示」という。）別添96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.を適用して被牽引車との連結に係る検討が行われているところ、今般、牽引車のNRの機能を一時的に解除する場合の取扱いを下記のとおり整理したので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

次の1.及び2.の条件を満たす場合であって、かつ、3.の手続きを行う場合には、一時的に解除可能なNRを装備してもよいこととする。

1. 車両構造に関する条件

以下を含め、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応して適用される保安基準の各規定に適合していること。

- ・保安基準第8条に規定する速度抑制装置を備えていること（NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度が90キロメートル毎時を超える場合に限る。）。この場合、牽引車においては、細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中、5.に規定する運転者の見やすい位置への表示を確実に行うこと。
- ・保安基準第9条に規定する走行装置については、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した負荷能力を有するタイヤを備えていること。
- ・保安基準第12条に規定する被牽引車の制動装置については、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した制動能力を有する制動装置を備えていること。

- ・細目告示第 15 条、第 93 条及び第 171 条に規定する衝突被害軽減制動制御装置及び保安基準第 43 条の 6 に規定する車線逸脱警報装置を備えていること（高速道路等を運行するものに限る。）。
- ・保安基準第 8 条及び第 53 条に基づき規定される別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.により牽引自動車の前面及び両側面に表示する最高速度に係る標識については、当該標識の付近に「制限車」と同程度の大きさの文字により「積載時に限る」と追加表示すること。

2. 運用に関する条件

以下の NR 機能を解除する場合の条件を自動車使用者及び運転者が理解し、遵守すること。

- ・NR 機能の一時的な解除は、非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限ること。
- ・NR 機能を解除して運行した状況を乗務の記録（いわゆる「日報」）や運行記録等に記録すること。

3. 解除可能な NR への改造に関する手続き

① 自動車検査証、基準緩和認定書の記載

一時的に解除可能な NR への改造を行った車両は、安全確保の観点から運転者が自ら NR 機能を適切に作動させる必要があるため、以下に掲げる基準緩和の制限事項を追加する。

【制限事項】

- ・NR 機能の解除は非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限る。
- ・NR 機能を解除して運行した場合は、乗務の記録（いわゆる「日報」）等に記録すること。

今後、使用の本拠の位置を管轄する基準緩和業務を行っている地方運輸局自動車技術安全部技術課等（以下「技術課等」という。）は、使用者から基準緩和認定書（一括緩和を除く）の差し替え依頼があった場合、上記 1. 及び 2. の条件を満たすこと、並びに解除可能な NR への改造が自動車製作者により確実に行われたことを別紙 1 装着証明書で確認後、基準緩和認定書に制限事項を追記し、自動車検査証の記録事項変更の手続きを案内する。

運輸支局等の検査窓口担当者は、一時的に解除可能な NR への改造を行った車両の自動車検査証記録事項変更等の申請があった場合、自動車検査証に記録している「速度制限装置付」を「速度制限装置付（解除機能付）」に変更するとともに、3. ①の制限事項を記録し、自動車検査証を返付すること。

なお、基準緩和認定書の差替えを行うことなく運輸支局等の検査窓口使用者が当該記録事項変更で来所した場合であっても、上記 1. を満たした改造が自動車製作者により確実に行われたこと、及び 2. を自動車製作者から自動車使用者に確実に伝達されたことを、別紙 1 装着証明書で確認し、運輸支局等の検査窓口担当者より技術課等へ電話連絡等の方法により基準緩和認定書の差し替えの調整が技術課等と出来た場合に限り、技術課等の指示で当該自動車検査証の記録事項変更を行って差し支えないものとする。この場合、運輸支局等の検査窓口担当者は、基準緩和認定書（一括緩和を除く）を差し替える必要がある旨を使用者へ伝え、技術課等を案内するとともに当該自動車検査証の記録事項変更の処理を担当部署と調整し処理を行うものとする。

② 検査時の確認

継続検査等においては、従来通り NR の機能及び運行中機能する装置の保安基準適合性を確認するものとする。なお、NR の機能確認については、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について（平成 8 年 12 月 27 日自技第 241 号・自整第 237 号）」のとおり取り扱って差し支えない。

4. 使用者が変更となった場合の取り扱い

既に自動車検査証の記録事項に「速度制限装置付（解除機能付）」の記録がある車両について、使用者が変更となり新たに基準緩和を申請する場合、装着証明書の再発行は不要とし、新たな基準緩和認定書には、3. ①の【制限事項】の記入を行って差し支えない。

速度制限装置(NR)解除機能装着証明書

車名	型式
車台番号	号
装着車の使用者	者
装着施工者	者
装着年月日	日
保安基準及び使用者への使用方法等の周知について、チェック欄へチェックを入れてください。	
<input type="checkbox"/>	令和6年10月2日付け通達「速度制限装置(NR)機能の一時解除の取扱いについて」の1. 車両構造に関する条件を確認した。
<input type="checkbox"/>	本機能の安全な使用方法や条件を使用者に周知した。
使用者チェック欄	使用者署名欄
<input type="checkbox"/>	速度制限装置(NR)解除機能の装着施工の内容を装着施工者から説明を受けた。
<input type="checkbox"/>	装着施工者より速度制限装置(NR)解除機能の使用方法や条件の説明を受けた。

上記のとおり速度制限装置解除機能を装着したことを証明します。

発行日 年 月 日

氏名又は名称

住所

連絡先電話番号



同時発表：警察庁

令和6年11月13日
物流・自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

原動機付自転車の区分を見直します

～道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の制定について～

総排気量0.050 L以下の原動機付自転車（以下「原付」という。）は、取得が容易な原付免許（普通免許に付帯する免許）で運転することが可能であり、国民の生活に密着した車両です。

一方、設計最高速度50km/hを超える原付については、中央環境審議会の答申を受け、令和7年11月以降新たな排出ガス規制が適用されることとなっていますが、メーカーによれば、技術面及び事業性の観点から、規制に適合した原付の生産・販売が困難となる見込みです。

このような状況を踏まえ、「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」（主催：警察庁）において検討し、「総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下であり、かつ、最高出力を4.0 kW以下に制御したもの」を原付免許で運転できるよう道路交通法体系の見直しを行うとともに、道路運送車両法体系も見直し整合性を担保する旨、昨年12月報告書がとりまとめられました。

これに基づき、道路運送車両法施行規則について、所要の改正を行います。

1. 改正内容

- （1）二輪の原動機付自転車のうち、「総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下であり、かつ、最高出力が4.0 kW以下のもの」を第一種原動機付自転車に新たに追加します。
- （2）（1）の新たな第一種原動機付自転車については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとします。
- （3）（1）の新たな第一種原動機付自転車の原動機付自転車用原動機については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとします。

2. 公布・施行

公布・施行：令和6年（2024年）11月13日

問い合わせ先

（原動機付自転車の範囲及び種別関係）

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、金井

電話 03-5253-8111（内線42525）、03-5253-8602（直通）

（原動機付自転車の型式認定関係）

物流・自動車局 審査・リコール課：松井、綿貫

電話 03-5253-8111（内線42324）、03-5253-8595（直通）

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第13次答申（平成29年5月））を踏まえ、大気環境の保全及び国際基準調和の観点から、令和7年11月以降に製作される総排気量0.050 L以下で設計最高速度が50km/hを超える原動機付自転車（以下「原付」という。）に対して、新たな排出ガス規制が開始されることとなった。

一方、規制に対応した原付の開発は困難であり、かつ、開発費用に見合う事業性が見通しが立たないことから、今後、取得が容易な原付免許で運転できる総排気量0.050 L以下の現行区分に該当する原付の国内での生産・販売の継続が困難とされている。

このような状況を踏まえ、「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」（主催：警察庁）において検討した結果、以下の方針が示されたところ。

- 総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下の二輪自動車のうち、「最高出力」を現行の原付と同等レベルの4.0 kW以下に制御したものを原付免許で運転できるよう、道路交通法体系の見直しを行うこと
- 新たな原付の扱いが、現行の原付と整合するように関係諸制度を改めること（外見上の識別・道路運送車両法体系の区分等）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）においては、総排気量0.050 Lの現行区分に該当する原付を第一種原動機付自転車と位置づけて規制していることから、あわせてその範囲を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

- 二輪の原動機付自転車のうち、原動機の総排気量が0.050 Lを超え0.125 L以下かつ最高出力が4.0 kW以下のものを第一種原動機付自転車に追加する。
- 新たに追加される第一種原動機付自転車については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとする。
- 新たに追加される第一種原動機付自転車の原動機付自転車用原動機については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとする。

3. スケジュール

公布及び施行：令和6年11月13日

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府九八)

〔省 令〕

○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(国土交通九九)

〔告 示〕

○交通の方法に関する教則の一部を改正する件(国家公安委四八)

〔公 告〕

諸事項

官庁

買収前の所有者等への売払い関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会公示送達・裁決関係

地方公共団体 三六
教育職員免許状失効関係 三五
会社その他
会社決算公告

三六 三五

○内閣府令第九十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十号イの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一) 一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル(二輪のものうち、構造上出ることができ最高出力が四・〇キロワット以下の原動機を有するものにあつては、〇・一二五リットル)、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>	<p>(一) 一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p>

附 則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

省 令

○国土交通省令第九十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項及び第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
 の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(原動機付自転車の範囲及び種別) 第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律 第八十五号。以下「法」という。）第二条 第三項の総排気量又は定格出力は、次のと おりとする。</p> <p>一 内燃機関を原動機とするものであつ て、二輪を有するもの（側車付のものを 除く。以下同じ。）にあつては、その総排 気量は〇・一二五リットル以下、その他 のものにあつては〇・〇五〇リットル以 下</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするも のであつて、二輪を有するものにあつて は、その定格出力は一・〇〇キロワット 以下、その他のものにあつては〇・六〇 キロワット以下</p> <p>2 前項に規定する総排気量又は定格出力を 有する原動機付自転車のうち、総排気量が 〇・〇五〇リットル以下（二輪を有するも のであつて、最高出力が四・〇キロワット 以下のものにあつては、〇・一二五リット ル以下）又は定格出力が〇・六〇キロワッ ト以下のものを第一種原動機付自転車と し、その他のものを第二種原動機付自転車 とする。</p> <p>(検査対象外軽自動車等の型式認定) 第六十二条の三 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、左に 掲げる事項を記載した申請書を国土交通大 臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外 軽自動車等を提示しなければならない。た だし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国 土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外 の検査対象外軽自動車等の提示について は、地方運輸局長にするものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(原動機付自転車の範囲及び種別) 第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律 第八十五号。以下「法」という。）第二条 第三項の総排気量又は定格出力は、左のと おりとする。</p> <p>一 内燃機関を原動機とするものであつ て、二輪を有するもの（側車付のものを 除く。）にあつては、その総排気量は〇・ 一二五リットル以下、その他のものにあ つては〇・〇五〇リットル以下</p> <p>二 内燃機関以外のものを原動機とするも のであつて、二輪を有するもの（側車付 のものを除く。）にあつては、その定格出 力は一・〇〇キロワット以下、その他 のものにあつては〇・六〇キロワット以下</p> <p>2 前項に規定する総排気量又は定格出力を 有する原動機付自転車のうち、総排気量が 〇・〇五〇リットル以下又は定格出力が 〇・六〇キロワット以下のものを第一種原 動機付自転車とし、その他のものを第二種 原動機付自転車とする。</p> <p>(検査対象外軽自動車等の型式認定) 第六十二条の三 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、左に 掲げる事項を記載した申請書を国土交通大 臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外 軽自動車等を呈示しなければならない。た だし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国 土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外 の検査対象外軽自動車等の提示について は、地方運輸局長にするものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の 検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に は、当該検査対象外軽自動車等が道路運送 車両の保安基準に適合しているかどうかを 検査し、適合すると認めるときは、当該検 査対象外軽自動車等に第十六号様式による 型式認定番号標を、その原動機に総排気量 (原動機付自転車であつて二輪を有するも ののうち、総排気量が〇・〇五〇リットル を超え〇・一二五リットル以下であり、か つ、最高出力が四・〇キロワット以下のも のにあつては、総排気量及び最高出力)又 は定格出力(以下「総排気量等」という。) を表示しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(原動機付自転車用原動機の型式認定) 第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排 気量等が第一条に規定する範囲内にあるか どうかを判定することによつて行ふ。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型 式の前動機に第二十三号様式による型式認 定番号標及び総排気量等を表示しなければ ならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、当該型式の 検査対象外軽自動車等を譲渡する場合に は、当該検査対象外軽自動車等が道路運送 車両の保安基準に適合しているかどうかを 検査し、適合すると認めるときは、当該検 査対象外軽自動車等に第十六号様式による 型式認定番号標を、その原動機に総排気量 又は定格出力を表示しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(原動機付自転車用原動機の型式認定) 第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の型式認定は、当該原動機の総排 気量又は定格出力が第一条に規定する範囲 内にあるかどうかを判定することによつて 行ふ。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の型式認定を受けた者は、当該型 式の前動機に第二十三号様式による型式認 定番号標及び総排気量又は定格出力を 表示しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

附則

第一条 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (経過措置)
 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条第二項に規定する原動機付自転車であるもの（旧規則第六十二条の三第一項の認定又は旧規則第六十七条第一項の型式認定（次項において「旧型式認定等」という。）を受けていないものであつて、この省令の施行後に新たに運行の用に供するものを除く。）の種別については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則（次項において「新規則」という。）第一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に旧型式認定等を受けている型式（旧規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車に係るものに限る。）に係る新規則第六十二条の三第五項から第七項まで又は第六十七條第五項及び第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

「フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン」の公表

～高速バス等のフルフラット座席の安全対策～

国内の高速バスにおいて、深夜移動の乗客のニーズへの対応を目的として、フルフラットの状態でリクライニングした座席を備える大型バスの導入が求められています。

このため、国土交通省では、車両安全対策検討会における審議を踏まえ、フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関する要件をまとめたガイドラインを策定しました。

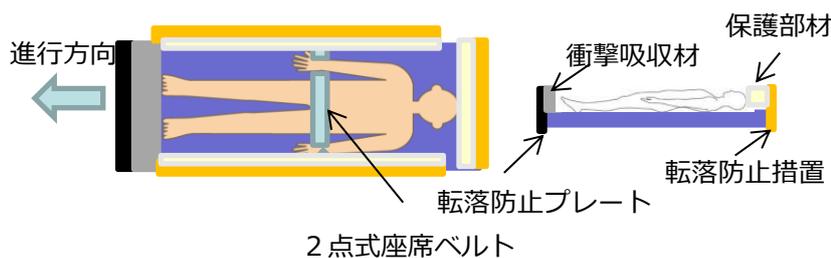
これにより、フルフラット座席に適した座席ベルトや保護部材等の安全装置を備えたバス車両の開発が促進されることで、ニーズに対応しつつ、安全性の向上が図られることが期待されます。

<ガイドラインの概要>

(主な要件)

- ・座席は前向きに備えられていること。
- ・転落防止プレート及び衝撃吸収材等を備えること。
- ・転落防止措置及び保護部材を設けること。
- ・2点式座席ベルト等が備えられていること。
※3点式座席ベルトは衝突時に乗客の頸部を圧迫するおそれがあるため使用しない。

ガイドラインに適合するフルフラット座席の例



【参考資料】

- (別添1) フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン (概要)
- (別添2) フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン (本文)

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、森

電話 03-5253-8111 (内線 42525)、03-5253-8602 (直通)

フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドラインの概要

- 移動時間の長くなる高速バスでは、フルフラットになる座席が開発され、市場投入が予定されているものもある。
- フルフラット座席について、走行中の安全性が確保できるよう、衝突試験結果を踏まえた必要な安全対策をまとめる。

1. 適用範囲

フルフラット座席を備える乗車定員 1 人以上の高速バスに適用。

2. ガイドラインの概要

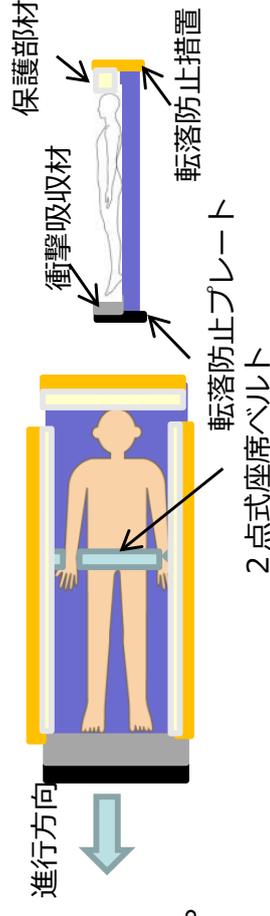
- (1) フルフラット座席の構造基準
 - ① 衝突時に乗客の頭部・頸部を保護する観点から、座席は前向きに備えられていること。
 - ② 衝突時に乗客の転落・受傷等を防止する観点から、転落防止プレート※及び衝撃吸収材等を座席の脚部分(座席前部)に備えること。
※例 転落防止プレートは900kgの力に耐えられるもの。
 - ③ 旋回時等の転落を防止する観点から、転落防止措置及び保護部材を座席の頭部及び側面方向に設けること。
 - ④ 車両転覆時に乗客が座席から放出されることを防止する観点から、2点式座席ベルト※が備えられていること。

※3点式座席ベルトは衝突時に乗客の頸部を圧迫するおそれがあることを周知する。

(2) その他の安全対策

- ① 脱出時の動線の確保及びその手順や経路の表示。
- ② 動線を確保するための乗客手荷物置き場の確保。
- ③ 乗降時や非常時に補助が必要な乗客への事前の利用案内。

ガイドラインに適合するフルフラット座席の例



フルフラット座席を備える高速バスの安全性に
関するガイドライン

令和6年11月

国土交通省物流・自動車局
車両安全対策検討会

I. はじめに

現在、自動車の衝突時における乗員の安全性に関する国際基準は、乗員が座席に着座した状態を想定して定められている。具体的には、座席の背もたれの角度が 25 度である状態を基本として、強度試験や衝突試験等の安全要件が定められている。そのため、乗員が半座位の姿勢となる深くリクライニングした座席や最大限にリクライニングして仰臥位の姿勢となるフルフラット座席の安全評価手法は国際的にも確立されていない。

他方、自動運転の普及に伴い、将来的には、乗員は、様々な乗車姿勢をとることが想定されることから、多様な乗車姿勢における乗員の安全性について、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）の衝突安全分科会をはじめとする国際の場での議論が開始されつつある。また、諸外国の長距離バスにおいては、乗員の快適性を確保することを目的としてベッドタイプの乗車装置を備えているものが確認されており、日本国内の長距離バスにおいても、移動時の乗客の快適性を向上させることを目的として深くリクライニングした座席を採用しているものやフルフラット座席の市場投入を発表しているものもある。

そこで、本ガイドラインでは、最大限にリクライニングしたフルフラット座席について、安全対策別の乗員への影響に関する衝突実験の調査結果を踏まえて、講じることが望ましい安全対策を取りまとめる。なお、フルフラット座席を除く深くリクライニングした座席については、リクライニングの角度によって乗員に及ぼす影響が異なると考えられることから、引き続き検討を行うこととする。

Ⅱ. 基本的な考え方

多様な乗車姿勢における安全性について、国際的に議論が進められているところではあるが、将来的に国際基準が制定されるまでの間においても、自動車製作者等によるフルフラット座席等の研究開発及び市場投入が進み、使用者による利用が進んでいくと考えられる。

そのため、本ガイドラインでは、使用者が安心して自動車を利用する環境を維持するとともに、自動車製作者等が先進的な研究開発に取り組む環境を構築することを確保することを目的とし、衝突実験等により得られた知見を踏まえ、講じることが望ましい安全対策をとりまとめた。

Ⅲ. ガイドラインの対象

専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車であり、かつ、車両総重量が 5t 以上のものに設置される座席のうち、国際基準（UNR80¹）に適合するものであって、フルフラットの位置までリクライニングした状態で走行中に使用する目的で設計された座席を対象とする。具体的な考え方は 1. ～ 2. のとおり。

また、乗員の側面が車両進行方向を向くよう（横向き）に配置された座席は、着座姿勢における安全性が確保されず、現行の国際基準においても路線バスのような低速走行する自動車を除いて認められていないことからガイドラインの対象外とした。

1. 現行基準における安全確保の考え方

UNR80 では、原則として、座席の背もたれの角度が 25 度である状態において、3 点式座席ベルトにより、人体の固い部位である腰骨部と肩部をそれぞれ腰ベルトと肩ベルトによって座席に固定することで、衝突時等に乗員が座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身が過度に前傾することを防止

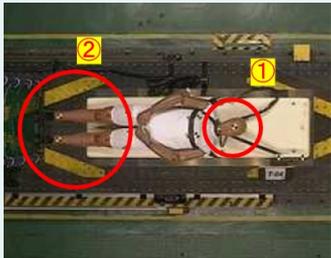
¹ 国際連合規則第 80 号「大型乗用車の座席の認可並びにその座席及びその取付装置の強度に係る認可に関する統一規定」

することにより、受傷を防ぐことを求めている。ただし、衝突時に乗員が前方座席等に接触するおそれのない場合又は接触する可能性のある前方座席等が衝撃吸収の基準に適合する場合は、腰骨部を腰ベルトによって座席に固定する2点式座席ベルトでもよいとされている。

2. フルフラット座席の衝突試験結果

(1) 進行方向に足を向けて（前向き）に乗車した試験結果

- ・衝突時に乗員が進行方向とは逆方向に跳ね返る挙動が確認された。
- ・座席ベルトのみ備えた場合、乗員は拘束されたものの、脚部が座席から飛び出す挙動が確認された。
- ・座席ベルトを備えず、かつ、転落防止プレート及び保護部材を備えた場合、転落防止プレート及び保護部材の破損が確認されたものの、強度を確保することにより、乗員を座席に保持することが可能であることが確認された。

	3点ベルト	2点ベルト	ベルトなし +転落防止プレート +保護部材
衝突再現時			
評価	① 乗員の頸に肩ベルトの引っかかり ② 乗員の脚部のベッドからの飛び出し	① ベルトによる乗員への傷害はなし ② 乗員の脚部のベッドからの飛び出し	① 転落防止プレートで乗員を座席に保持可能 ② 転落防止プレート及び保護部材の破損

(2) 進行方向に頭を向けて（後ろ向き）に乗車した試験結果

- ・乗員の頭部が車両進行方向を向くよう（後ろ向き）に配置した場合、死亡・重傷に直結する頭部・頸部への傷害が確認された。

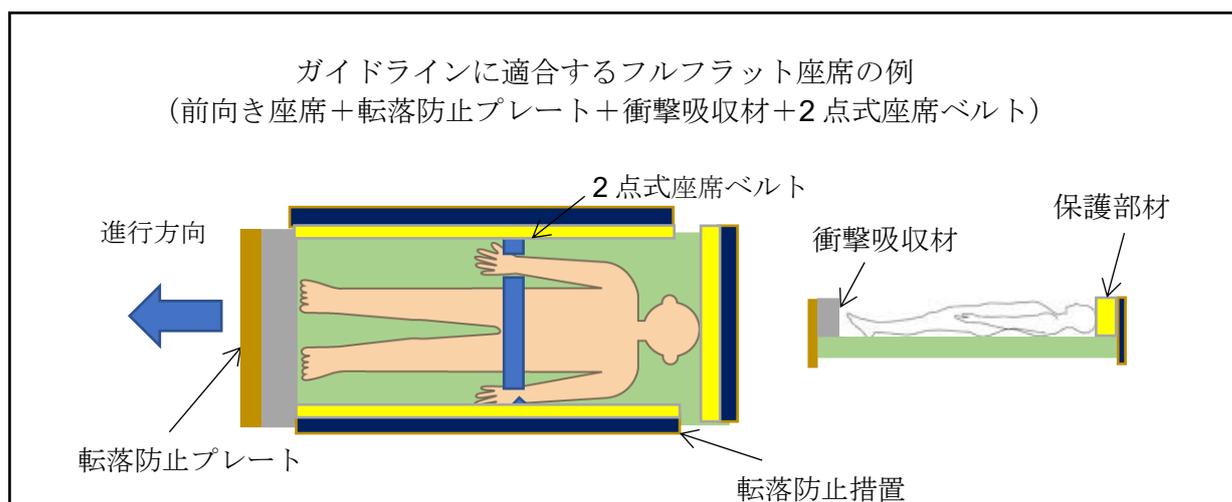
(3) 進行方向に側面を向けて（横向き）に乗車した試験結果

- ・ベルトや転落防止プレートなどにより乗員を座席に保持することが可能であることが確認された。

IV. フルフラット座席の場合に講じることが望ましい安全対策

本ガイドラインでは、最大限にリクライニングしたフルフラット座席について、安全対策別の乗員への影響に関する衝突実験の調査結果を踏まえ、フルフラット座席の場合に講じることが望ましい安全対策を検討した。

1. フルフラット座席に講じることが望ましい安全対策



(1) 座席は乗員の脚部が車両進行方向を向くよう（前向き）に配置されていること。

【理由】一般的に乗員の傷害のリスクが最も大きい前面衝突による乗員への影響を最小化することが重要であるところ、前向き座席の場合は、死亡・重傷に直結する頭部・頸部への傷害のリスクが低いことが確認されたため。

(2) 座席の脚部方向を衝撃に耐える転落防止プレート及び衝撃吸収材等で覆うこと。具体的には、UNR80に規定される時速30kmの前面衝突事故

を模擬した動的試験における衝撃に耐えられることが望ましい。このとき、900kgfの力に耐えられるよう設計された転落防止プレート及び衝撃吸収材等はこれに適合するものとする。

【理由】衝突時又は急減速時に乗員の放出又は転落を防止し、当該乗員及びその他の乗員の傷害を軽減することが重要であるところ、座席の脚部周囲を衝撃に耐える転落防止プレート及び衝撃吸収材等で覆うことにより、座席に乗員を保持することが可能であることが確認されたため。

(3) 座席の頭部及び側面方向には転落防止措置及び保護部材を設けること。具体的には、旋回時等に乗員が座席から転落しないような措置を行う。このとき、乗員の転落を防止できるよう配置されたパイプ材等の表面をショア A 硬度 50 未満の材料で覆われて作られた転落防止措置及び保護部材はこれに適合するものとする。

【理由】衝突時又は旋回時等に乗員の転落を防止し、当該乗員及びその他の乗員の傷害を軽減することが重要であるところ、座席の頭部及び側面周辺を転落防止措置及び保護部材で覆うことにより、乗員の転落を防止が可能であることが確認されたため。

(4) 2点式座席ベルト又はその他乗員の腰骨部を座席に拘束するための装置が備えられていること。ただし、3点式座席ベルトは、死亡・重傷に直結する頸部を肩ベルトが圧迫するおそれがあるため、フルフラット座席での利用は避けるべきである。

【理由】車両転覆時に乗員が車室外等へ放出されることを防止し、当該乗員及びその他の乗員の傷害を軽減することが重要であるところ、2点式座席ベルトにより、乗員を拘束することが可能であることが確認されたため。

2. その他の安全対策

(1) 自動車製作者等による安全対策

イ. 乗降時及び非常時の通路が確保されていること。非常時の脱出を妨げるおそれのある場合、非常口付近の座席は容易に取り外し又は折り畳むことができる構造とすること。

【理由】 二段構造のフルフラット座席で乗降の際に乗客が二階部分から降りるもの等、通常の座席配置と比べて座席から通路へのアクセスが困難となる場合や非常口や非常口に至る通路の動線上に座席の一部が被る場合が想定されるため。

ロ．非常時の脱出方法を車内の分かりやすい位置に掲示するなどして乗客に対して脱出の経路及び手順を周知すること。この場合、夜間でも掲示内容を読むことができるよう適切な照明を備えること。

【理由】 座席がフルフラットであることが非常時の脱出性に影響を与えることが想定されるため。

(2) 使用者である旅客運送事業者による安全対策

イ．通路及び非常口の付近並びにこれらに至る動線を妨げる位置に乗客が手荷物を置くことのないよう、乗車スペースを拡張して手荷物置き場を確保するとともに、その旨乗客に説明すること。

【理由】 通常の座席配置の場合と比べて手荷物の収容スペースが狭小となり、乗客が手荷物を置く場所によっては、非常時の脱出性に影響を与えることが想定されるため。

ロ．乗降時や非常時に他者の補助が必要な乗客に対し、通常とは異なる構造の座席であること、使用方法、非常時の取扱い等予約受付時等に乗客に説明すること。

【理由】 乗客の理解が非常時の脱出性に影響を与えることが想定されるため。

V. 留意事項

本ガイドラインの対象であるフルフラット座席を製作する自動車製作者等及び使用者は、今後、IVに定める安全対策を講じた座席を開発し、運行に用いることを目指すこと。

また、深くリクライニングした座席の場合、衝突時等に腰ベルトが腹部等の人体の柔らかい急所部分を圧迫するおそれがあることが確認された。このような現象が確認される座席に講じることが望ましい安全対策については、今後の検討事項としつつ、自動車の製作者等においては、これまでと同様に設計時に安全に使用できることを確認するとともに、安全性能が機能することが確認された座席本来の使い方を使用者に周知し、使用者においては、乗客が座席本来の使い方により座席を利用して運行する環境を構築することが望ましい。

また、以上の座席において講じることが望ましい安全対策については、今後の安全技術の発展、国際的な議論の進展及び事故の実態等に応じて適宜見直すこととする。



令和 7 年 1 月 10 日
物流・自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

消防・救助活動を円滑にする EVトラック・バスへの識別表示を行います！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

2050年カーボンニュートラルに向けEVトラック・バスの普及が進みつつある中、これらの車両事故が発生した場合、ディーゼル車とは異なる消防・救助活動が必要とされています。そのため、EVトラック・バスを対象として、外観から電気自動車であることを識別できるよう、令和8年9月以降、段階的に新車にEV専用のラベルを表示することとします。

また、乗用車と同様、二輪自動車等においても電子制御による先進安全装置の装備が進んでおり、不正なアクセスを受けるリスクが高まってきています。そのため、二輪自動車等を対象として、令和11年7月以降、段階的に新車にサイバーセキュリティに関する基準を適用します。

これらの基準改正は、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において国連基準として成立したことを踏まえて行うものです。

1. 主な改正の概要

(1) バス及び車両総重量 3.5t 超のトラックのうち、高電圧にて作動する原動機を備える自動車の前部及び左右側面（バスは後部を含む。）には、次のラベルを表示することとします。

【主な要件】

- 幅：110 mm 以上
- 高さ：80 mm 以上
- 配置及び記号は、ISO 17840-4:2018 に準拠

【適用時期】

新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日
継 続 生 産 車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日



例：EV の場合のラベル

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にサイバーセキュリティ対策を求めます。

【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日
継 続 生 産 車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

施 行：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、高嶋
電話 03-5253-8111（内線 42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田
電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）



道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 193 回会合において、「サイバーセキュリティに係る協定規則（第 155 号）」等の改訂が採択されたほか、自動車の特定改造等の許可制度の合理化のため、特定改造等の実施に係る能力基準適合証明書について、プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行う必要がある。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、サイバーセキュリティ規制の対象車両に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。（第 17 条の 2 関係）

【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日

継続生産車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

「電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」及び「車両接近通報装置に係る協定規則（第 138 号）」の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 100 号第 3 改訂版	⇒	第 100 号第 4 改訂版
第 138 号改訂版	⇒	第 138 号第 2 改訂版

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 99 条の 3 第 1 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき特定改造の許可を申請する者が、当該特定改造を適確に実施するに足る能力（サイバーセキュリティの確保に係る能力並びにプログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力）を有するかどうかの審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

- ① 協定規則第 155 号の改訂の採択に伴い、法第 99 条の 3 第 1 項の許可の対象となる自動車に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。
- ② プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行い、その基準適合性を確認した場合にはそれぞれ能力基準適合証明書を交付することとする。
- ③ その他所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

- ① 協定規則第 100 号の改訂に伴い、高電圧にて作動する原動機を備える大型車両に、識別のための表示を義務づける（第 21 条、第 99 条、第 177 条関係）
【適用時期】
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日
継続生産車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日
- ② 協定規則第 138 号の改訂に伴い、後退停止時における車両接近通報装置の発音を義務づける。（第 2 条及び第 67 条の 3 関係）
【適用時期】
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日
継続生産車：令和 10 年（2028 年）9 月 1 日
- ③ その他所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年（2025年）1月10日

施 行：令和7年（2025年）1月10日

（2. (5)③の一部は、令和7年（2025年）1月11日施行）

令和7年2月28日
物流・自動車局自動車情報課

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による 地方版図柄入りナンバープレートの**交付開始日決定!** ～ つけて走って広げよう、**地域の魅力!**～

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による5地域の地方版図柄入りナンバープレートについて、この度、交付開始日等を決定しましたので、お知らせいたします。

導入地域においては、交付開始日以降、新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも地方版図柄入りナンバープレートへの変更が可能です。
※ 図柄なしのご当地ナンバーについても同様の扱いとなります。

1. 交付開始日

令和7年5月7日(水)

2. 事前申込み開始日

令和7年4月7日(月)

具体的な手続については、ご自身でウェブサイト (<https://www.kibou-number.jp>) からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場・行政書士等にご相談ください。

3. 新たな地域名表示(ご当地ナンバー)

十勝・日光・江戸川・南信州・安曇野

※この他に、青森県田舎館村が「弘前ナンバー」地域に編入されます。

※導入地域については、別紙1の通り

4. 料金について

3月中旬に公表予定

5. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金(1,000円以上)は、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

(参考) 各地域の具体的なデザインについては別紙2をご確認ください。

※1. 2. について、変更が生じた場合は改めてお知らせいたします。

【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車情報課 品田・藤田・大塚
電話: 03-5253-8111 (内線: 41145、42103) 直通: 03-5253-8588



新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートの導入及び対象区域変更

○新たな地域名表示を導入する地域

都道府県	導入地域 (ナンバーに表示される地域名)	対象区域
北海道	十勝	河東郡(音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町)、上川郡(新得町、清水町)、河西郡(芽室町、中札内村、更別村)、広尾郡(大樹町、広尾町)、中川郡(幕別町、池田町、豊頃町、本別町)、足寄郡(足寄町、陸別町)、十勝郡(浦幌町)
栃木県	日光	日光市、塩谷郡(塩谷町)
東京都	江戸川	江戸川区
長野県	安曇野	安曇野市、東筑摩郡(生坂村)、北安曇郡(池田町、松川村)
	南信州	飯田市、下伊那郡(松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、秦阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

○ご当地ナンバーの対象区域変更を行う地域

都道府県	導入地域 (ナンバーに表示される地域名)	対象区域
青森県	弘前	弘前市、中津軽郡(西目屋村)、南津軽郡(田舎館村) ※

※南津軽郡(田舎館村)が新たに対象区域に追加

新たな地域名表示の地方版図柄入りナンバープレートデザイン

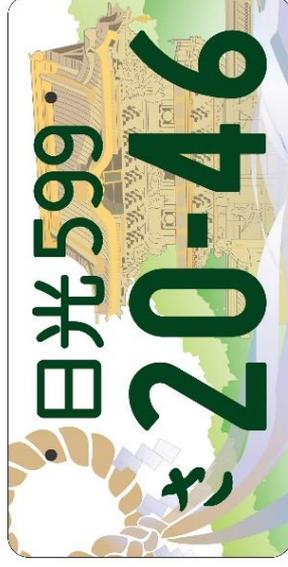
別紙 2

十勝 (北海道音更町等)



192 <十勝の価値満載>

日光 (栃木県日光市等)



<陽明門、しめ縄、尚仁沢湧水>

江戸川 (東京都江戸川区)



<煌(きら)めく夜空と靡(なび)く金魚>

安曇野 (長野県安曇野市等)



<安曇野の風景>

南信州 (長野県飯田市等)



<水引で表現した南信州の自然>

令和7年2月28日
物流・自動車局車両基準・国際課
技術・環境政策課

ペダル付き電動バイクの安全対策を講じます！

～道路運送車両の保安基準及び関係告示の一部改正・制定について～

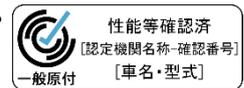
近年、外観上は電動アシスト自転車と似ているものの、アシスト力が強いものやペダルを漕がなくても走行できるペダル付き電動バイクが流通しています。このような車両の小型・軽量・電動等の特性を考慮して保安基準を策定するとともに、消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加します。

1. 改正の概要（詳細は別紙参照）

（1）ペダル付き電動バイクに関連する対策

- ① 小型・軽量・電動等の車両特性を踏まえ、バッテリーの安全性や路面の凹凸によらず安定した走行を確保するための要件を含むよう保安基準を策定する。
- ② 必要な基準を満たすことを確認し車両に表示する制度の対象に追加する^{※1}。

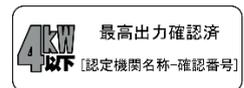
※1 性能等確認済の表示



（2）その他

- ① 本年4月から原付免許（普通免許に付帯する免許）で運転することが可能となる最高出力4.0kW以下の原動機付自転車について、最高出力に関する不正改造を防止するための基準を追加するとともに、最高出力等を確認し車両に表示する制度を創設する^{※2}。
- ② 規制改革推進に関する中間答申（令和6年12月25日）を踏まえ、ロボット農機の早期の社会実装を可能とするため、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。

※2 最高出力確認済の表示



2. 公布・施行

公布：令和7年2月28日

施行：公布の日

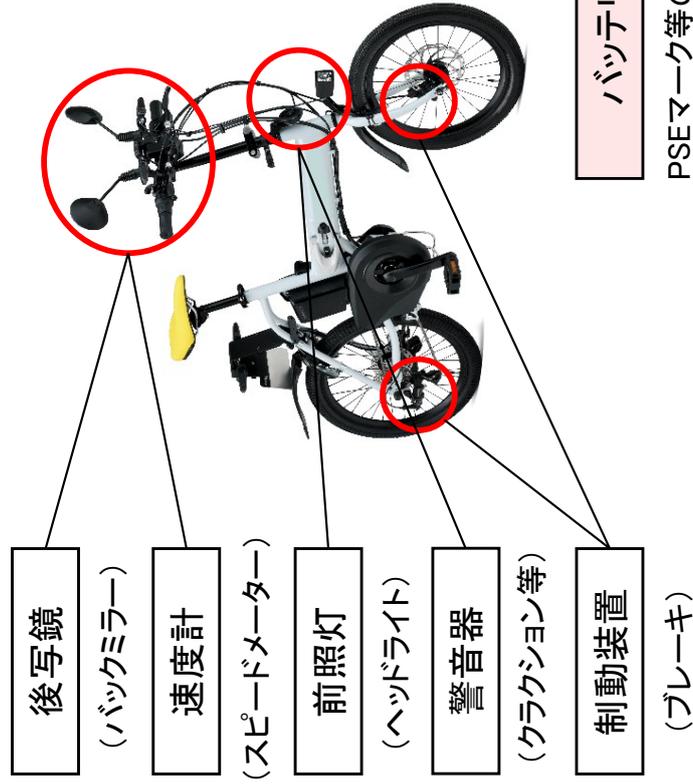
問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課（（1）①、（2）①（確認制度を除く。）②に関する事）：松坂、森
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

技術・環境政策課（（1）②、（2）①（確認制度に限る。）に関する事）：塚田、島
電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）

- ペダル付き電動バイク等の小型・軽量な一般原動機付自転車（以下「一般小型原動機付自転車」という。）について、車両の安全性の確保を図る。
 - 車両特性を考慮して保安基準を策定する
 - 消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加する

主な保安基準項目



一般小型原動機付自転車
 ・ 長さ : 1.9m以下、幅 : 1.3m以下、高さ : 2.0m以下
 ・ 設計最高速度 : 50km/h以下
 ・ 車両重量 : 55kg以下



その他満たすべき基準

走行安定性等

段差等を安全に走行できること

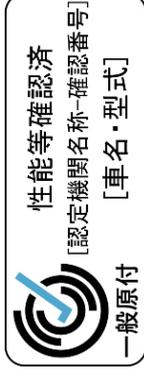
バッテリーの安全性

PSEマーク等の基準への適合を確認

今回追加した保安基準の要件

保安基準適合性等の確認

- 一般小型原動機付自転車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等の確認を行う制度を整備する。
- 確認を受けた一般小型原動機付自転車には、確認済みの表示を車両に行う。



確認済みの表示

○ 一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等との関係は以下のとおり。

一般小型原動機付自転車と特定小型原動機付自転車等の関係

原動機の種類	
電動機 (定格出力1kW以下)	
内燃機関 (総排気量125cc以下)	
一般原動機付自転車 (長さ2.5m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>一般小型原動機付自転車 (長さ1.9m以下・幅1.3m以下・高さ2.0m以下・ 設計最高速度50km/h以下・車両重量55kg以下)</p> </div>
特定小型原動機付自転車	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p>特定小型原動機付自転車 (長さ1.9m以下・幅0.6m以下・ 設計最高速度20km/h以下、定格出力0.6kW以下)</p> </div>

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令、 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示及び 原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示について

1. 背景

我が国は、道路運送車両の保安上または公害防止上の技術基準について、国際的な整合を図り、車両の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。今般、世界的なカーボンニュートラル推進により、我が国における一般原動機付自転車に区分される車両に原動機用蓄電池を備えた車両の普及が進んでいることを踏まえ、一般原動機付自転車について「電気装置」に係る基準を整備する必要がある。

また、一般原動機付自転車のうち電動キックボード形状のものやペダル付電動バイク等の電動モビリティにあっては、従来の一般原動機付自転車に比べ車体が小型かつ軽量なため、装備される装置類が小型であることや、走行中に路面の凹凸の影響を受けやすい等の特徴を有することから、対応した保安基準を策定するとともに、安全に利用される環境を整備する必要がある。

併せて、令和 6 年 11 月、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 99 号。以下「改正省令」という。）において、従来であれば第二種原動機付自転車に区分される車両のうち、内燃機関を原動機とする最高出力 4.0 kW 以下のものを第一種原動機付自転車とする改正を行ったことに伴い、最高出力の抑制機構について不正改造を防止する措置を講じるとともに、市町村窓口等において最高出力 4.0 kW 以下であることを確認できるようにする必要がある。

さらに、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 48 条においては、道路における自動車の自動的な運行を前提として自動運行装置を備えることができる自動車を規定しているところ、今般、新たに農耕トラクタをはじめとした大型特殊自動車及び小型特殊自動車について農地での作業後の道路を經由した移動を含めた自動運転の実用化に向けた取組みが進められており、規制改革推進に関する中間答申（令和 6 年 12 月 25 日）の中で、ロボット農機の公道走行が可能となるよう、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の改正その他所要の措置を講ずることとされた。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所

要の改正を行うとともに、原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示（仮称）を制定する必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令関係

- ① 「特定小型原動機付自転車」の定義に「道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二の二第二号イからニまでに掲げる基準に適合するものであること。」を追加し、最高速度及び原動機の定格出力に関する規定を削除する。（第1条第13号の6関係）
- ② 自動車の電気装置のサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートに係る基準の適用対象について、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。（第17条の2第3項及び第4項関係）
- ③ 自動運行装置を備えることができる自動車について、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。（第48条関係）
- ④ 一般原動機付自転車の車体についての規定の適用除外となっていた「二輪のもの」及び「付随車」を適用とする。一般原動機付自転車の車体の基準として安定性に関する基準への適合を求める。（第61条の2関係）
- ⑤ 一般原動機付自転車について保安基準に適合すべき装置に、電気装置を追加する。（第65条の4関係）
- ⑥ 特定小型原動機付自転車の電気装置について、サイバーセキュリティに係る基準への適合を求める。（第66条の15関係）
- ⑦ 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車（二輪のものに限る。）の最高出力抑制装置に関し告示で定める基準への適合を求める。（第66条の4の3関係）
- ⑧ その他所用の改正を行う。

（2）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示関係

- ① 一般原動機付自転車の電気装置は、協定規則第155号7.3.の基準を満たさなければならないこととする。
- ② 一般原動機付自動車に原動機用蓄電池を備える場合にあっては、協定規則第136号6.の基準を満たさなければならないこととする。また、一般原動機付自転車に備える電気装置であって作動電圧が高電圧（作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V（実効値）を超え1,000V（実効値）以下）のものにあっては、協定規則第136号5.の基準を満たさなければならないこととする。

【適用日】

新型車：令和9年3月1日 継続生産車：令和11年3月1日

- ③ 不正防止のため、内燃機関を原動機とする一般原動機付自動車に備える最高出力を4.0kW以下に制御する装置は、最高出力の制御方式並びに変更及び設定の解除が容易にできないものであることなど、最高出力抑制性能等の基準を満たさなければならないこととする。
- ④ 一般原動機付自転車のうち、ペダル付き原動機付自転車に代表されるような小型で軽量なものを「一般小型原動機付自転車※」と定義し、当該車両に係る各装置について基準を定める。
 - ※ 特定小型原動機付自転車には該当しない、小型で軽量の車両を想定
- ⑤ 特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の性能等確認の対象に、一般小型原動機付自転車を追加する。
- ⑥ 自動運行装置を備える大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないものであることなどの基準に適合するものでなければならないこととする。
- ⑦ 自動運行装置を備える大型特殊自動車及び小型特殊自動車の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、協定規則第155号の規則7.3.(7.3.1.を除く。)の基準を満たさなければならないこととする。
- ⑧ 自動運行装置を備える大型特殊自動車及び小型特殊自動車の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、協定規則第156号の規則7.2.の基準を満たさなければならないこととする。
- ⑨ その他所要の改正を行う。

(3) 原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示関係

改正省令により新たに第一種原動機付自転車と区分される車両のうち内燃機関を原動機とするものについて、最高出力が4.0kW以下であること及び最高出力抑制性能等の基準を満たすことを確認し、表示する制度を導入する。

3. 今後のスケジュール (予定)

公 布：令和7年2月28日(金)

施 行：令和7年2月28日(金)

国自整第 262 号の 3
令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の
一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正 令和7年3月24日付け国自整第262号

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1～3-2-4（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。</p> <p>なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。</p> <p>また、<u>手数料等の納付が、「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」を利用したクレジットカード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）である場合は、手数料納付書（保安基準適合証に係る申請の場合、原則として申請書余白部分とす</u> <u>る。以下、この項において同じ。）に支払受付番号を記載させ、電子情報処理組織等に</u> <u>て事前決済情報登録の内容を確認の上、</u> 手数料納付書に受付日付印を押印すること。 <u>ただし、検査の予約確認及び自動車機構への審査依頼（以下「検査受付業務」という。）</u></p>	<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1（略）</p> <p>3-2（申請書の受理）</p> <p>3-2-1～3-2-4（略）</p> <p>3-2-5 手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。</p> <p>なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。</p> <p>また、<u>印紙の貼付がなく、クレジットカード決済による納付（以下、「キャッシュレス決済」という。）を行う旨の申告があった場合は、手数料納付書に記載されたキャッシュレス決済である旨、対象手続（業務種別）及び支払受付番号について、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録を確認するものとし、事前決済情報登録が確認できた場合は、</u> 手数料納付書に受付日付印を押印することとする。なお、保安基準適合証による申請があった場合には、<u>申請書の余白部分に記載されたキャッシュレス決済</u></p>

を職員に代わり行う装置（以下「自動車検査受付装置」という。）により支払受付番号の記載がなされた場合は、手数料納付書への受付日付印の押印を要さないこととする。

3-2-5-1 運輸支局等の窓口において検査受付業務を実施した場合には、自動車機構の自動車審査証紙の消印の押印作業の一部又は全部を行うことができるものとする。この場合の消印方法は3-2-5を準用する。なお、自動車審査証紙の消印の押印作業は、自動車検査登録印紙の消印作業と同時に行うものとする。

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車検査受付装置による検査受付業務を含む。）により検査受付業務がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

また、この項に規定する検査受付業務がなされる場合は、3-2-4の規定について、適用しない。

3-2-6~3-2-8 (略)

3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査受付業務がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-3-2 (略)

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1~3-4-11 (略)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)~(12) (略)

(13) セミトレーラをけん引するための連結装置を有する被けん引自動車であつて、当該連結装置の使用にあたり、後軸が後方へ移動する構造であるものについて

である旨を確認するものとする。

3-2-5-1 運輸支局等の窓口において検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構の自動車審査証紙の消印の押印作業の一部又は全部を行うことができるものとする。この場合の消印方法は3-2-5を準用する。なお、自動車審査証紙の消印の押印作業は、自動車検査登録印紙の消印作業と同時に行うものとする。

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車に予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。ただし、自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合であつて、手数料の納付がキヤッシュレス決済の場合にあつては、予約確認を行った後、運輸支局等の窓口において事前決済情報登録の確認を行い、3-2-5に定める方法に準じた対応を行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8 (略)

3-3 (審査依頼)

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-3-2 (略)

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1~3-4-11 (略)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)~(12) (略)

(新設)

は、次の各号によるものとする。

- ① 最大積載量欄には後軸が標準位置の状態における最大積載量を記録するとともに、車両伸長時の最大積載量を記録する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明とともに車両伸長時の第五輪荷重、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重、前後軸重及び後後軸重を記録する。

(例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)		(略)	
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
— kg	— kg	3320 kg	3310 kg
乗車定員	車両重量	幅	高さ
[—]	最大積載量	長さ	[379]
—人	[20800]	[1330]	[249]
	19700 kg	1072 cm	249 cm
	9400 kg	29100 kg	379 cm

備考欄

(記録例)

第五輪荷重 11470kg 以上のものとする。

*けん引用連結装置※後軸移動装置付車、括弧内は車両伸長時を示す。

車両伸長時 第五輪荷重 10550kg 以上、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重 7900kg 以下、前後軸重 2760kg、後後軸重 2820kg とする。

3両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。

(記載例)

その他

(14) (略)

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 附属若しくは脱着する装置を用いる自動車又はけん引自動車に単体でけん引されるドリーについては、次の各号により記録するものとする。

(1)~(2) (略)

(3) けん引自動車に単体でけん引されるドリーの検査証等の記載事項等については、次の例により記録する。

(例)

		車体の形状	
		フルトレーラ	
(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両総重量	長さ
[—]	[9900]	[12900]	[—]
			幅
			高さ

(13) (略)

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記録するものとする。

(1)~(2) (略)

(新設)

一人	22000 kg	3000 kg	25000 kg	500 cm	249 cm	150 cm
備考欄						
(記録例)						
自動車重量税はけん引車として課税						
最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄						
中括弧内は車両総重量を示す。						
3 両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】【型式】とする。						
(記載例)						
第五輪荷重有						
その他						
3-4-16~3-4-17 (略)						
3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。						
(1) (略)						
(2) 道路運送車両法施行規則第44条第1項のただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の2月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。						
(例)						
検査証の有効期間の満了する日		検査証の有効期間の満了する日の2月前の日				
1月30日及び31日		11月30日				
2月1日		12月1日				
2月15日		12月15日				
2月29日		12月29日				
4月28日		2月28日				
4月29日及び30日		2月28日(閏年にあつては29日)				
(削除)		(削除)				
9月30日		7月30日				
(削除)						
(3) (略)						
3-4-19 (略)						

3-4-16~3-4-17 (略)						
3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。						
(1) (略)						
(2) 検査証の有効期間の満了する日の1月前の日(道路運送車両法施行規則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては2月前の日)は、下表の例に示すところによるものとする。						
(例)						
検査証の有効期間の満了する日		検査証の有効期間の満了する日の1月前の日				
(新設)		(新設)				
2月1日		1月1日				
2月15日		1月15日				
2月29日		1月29日				
3月28日		2月28日				
3月29日、30日及び31日		2月28日(閏年にあつては29日)				
10月30日及び31日		9月30日				
11月30日		10月30日				
検査証の有効期間の満了する日 検査証の有効期間の満了する日の2月前の日						
1月30日及び31日		11月30日				
4月29日及び30日		2月28日(閏年にあつては29日)				
(3) (略)						
3-4-19 (略)						

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により券面に記載する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨 (略)	記録例	記載例
6-1. 被けん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 基準緩和を受けている自動車であつて、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの	けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸W-AA、運輸W-ABには速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討	牽引車有 <u>NR付</u> その他 その他 (略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
7. 基準緩和を受けているけん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの			

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により券面に記載する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨 (略)	記録例	記載例
6-1. 被けん引自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 基準緩和を受けている自動車であつて、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの	けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸W-AA、運輸W-ABには速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討	牽引車有 その他 その他 (略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
7. 基準緩和を受けているけん引自動車			

<p>(1) <u>解除機能を有していない速度制限装置を備えたもの</u></p> <p>(2) <u>解除機能を有する速度制限装置を備えたもの</u></p> <p>(3) <u>速度制限装置を備えていないもの</u></p>	<p><u>速度制限装置を備える旨及びその設定速度</u></p> <p><u>速度制限装置を備える旨、その設定速度及び解除機能を有する旨</u></p> <p><u>速度制限装置を備えていない旨</u></p>	<p><u>速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下</u></p> <p><u>速度制限装置付 (解除機能付) 最高速度 60km/h 以下</u></p> <p><u>速度制限装置なし</u></p>	<p><u>その他</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
(略)				(略)	
<p>26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車(7.(2)の自動車を除く。)</p>	<p>速度抑制装置を装着している旨</p>	<p>速度抑制装置付</p>	<p>SLD付</p>	<p>速度抑制装置を装着している旨</p> <p>速度抑制装置付</p> <p>SLD付</p>	
(略)				(略)	
<p>45. <u>乗車定員 10 人以下の自動車であつて、立席を有する自動車</u></p>	<p><u>立席を有する旨及び立席の乗車定員</u></p>	<p><u>立席有 (1名)</u></p>	<p><u>その他</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

(注) (略)

3-4-21 (略)

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項及び同第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車)については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

- m : けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)
- M : けん引自動車の車両総重量(kg)
- M' : けん引自動車の車両重量(kg)

3-4-21 (略)

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項及び同第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車)については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

- m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)
- M : 牽引自動車の車両総重量(kg)
- M' : 牽引自動車の車両重量(kg)

Wd : けん引自動車の駆動軸重 (kg)
 KW : けん引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)
 V : けん引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)
 SV : けん引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)
 a : けん引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : けん引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力 (電動式駐車ブレーキの操作力を除く) が細目告示に規定された値よりも小さい場合、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例) (略)

(1)～(2) (略)

3-4-21 の 3～3-4-27 (略)

3-5-3-6 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1～3-7-4 (略)

3-7-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証を返付した場合には、提出された検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-7-6～3-7-9 (略)

3-8～3-15 (略)

第4章～第5章 (略)

第6章 雑則

6-1～6-5 (略)

6-6 申請書 (添付資料 (自動車機構の自動車審査証紙を含む。)) を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控) 自動車検査証」は 1 カ年間 (検査証の有効期間が 2 年に係るものにあつては、2 カ年間、3 年に係るものにあつては、3 カ年間)、検査票章に授受納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。

Wd : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)
 KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)
 V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)
 SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)
 a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例) (略)

(1)～(2) (略)

3-4-21 の 3～3-4-27 (略)

3-5-3-6 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1～3-7-4 (略)

3-7-5 電子情報処理組織により有効期間を記入し出力された検査証を返付した場合には、提出された検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-7-6～3-7-9 (略)

3-8～3-15 (略)

第4章～第5章 (略)

第6章 雑則

6-1～6-5 (略)

6-6 申請書 (添付資料 (自動車機構の自動車審査証紙を含む。)) を含む。)、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控) 自動車検査証」は 1 カ年間 (検査証の有効期間が 2 年に係るものにあつては、2 カ年間、3 年に係るものにあつては、3 カ年間)、検査票章に授受納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。

また、「キャッシュレス支払い内容確認書」が出力された場合は、申請書等とともに当該申請書等の保存年数に準じて保存しておくものとする。

別表第1～別表第2（略）

第1号様式～第6号様式（略）

別添1～別添3（略）

また、「キャッシュレス支払い内容確認書」については、自動車重量税法施行令に規定する関係書類の保存年数に準じて保存しておくものとする。

別表第1～別表第2（略）

第1号様式～第6号様式（略）

別添1～別添3（略）

附 則（令和7年3月24日国自整第262号）

本改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について （概要）

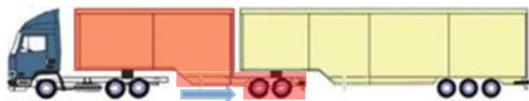
1. 改正の背景

今般、「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）が改正され、令和 7 年 4 月より、自動車検査証の有効期間の満了する日の 2 か月前から残存する有効期間を失うことなく継続検査を受検することを可能とした。

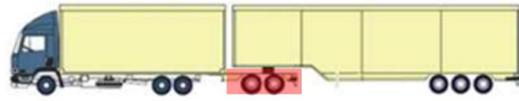
また、物流政策における輸送の効率化を目的としてダブルス連結車等[※]の導入が見込まれている。

これらの状況を踏まえ、自動車検査業務における手続きを円滑に処理するため、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を改正する。

※ダブルス連結車等の例



後軸がスライドして連結装置が出現する構造のセミトレーラの車検証の記録事項を規定（3-4-12（13）関係）



セミトレーラ非連結時、けん引自動車に単体でけん引されるドリーの車検証の記録事項を規定（3-4-15（3）関係）

2. 改正の概要

- （1）車両法施行規則第 44 条第 1 項ただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日を明示する。
- （2）ダブルス連結を行う車両等について、自動車検査証で確認を行えるよう自動車検査証の表記方法を規定する。
- （3）その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール

改正：令和 7 年 3 月 24 日

施行：令和 7 年 4 月 1 日

令和7年4月18日
物流・自動車局
審査・リコール課

運転支援システムの特性や限界を知ってみよう！

～ 「衝突被害軽減ブレーキ」の不要作動に慌てないためのビデオを公表します ～

前方の障害物に対する運転者のブレーキ操作をサポートする「衝突被害軽減ブレーキ」は、カメラやレーダーなどの技術の進化により、追突等の事故が約6割減少するといったデータもあり、高い安全効果が期待されています。しかしながら、システムの特性や機能に限界があり、使用する環境や条件によっては、意図しない場面で作動（不要作動）することがあります。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にご理解いただくための啓発ビデオを作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1. 衝突被害軽減ブレーキとは

衝突被害軽減ブレーキは、車両のカメラやレーダーなどの検知装置により、①衝突のおそれがある場合に警報により運転者にブレーキ操作を促し、②運転者がブレーキ操作をしない場合は、緊急的に自動でブレーキを作動させる装置です。

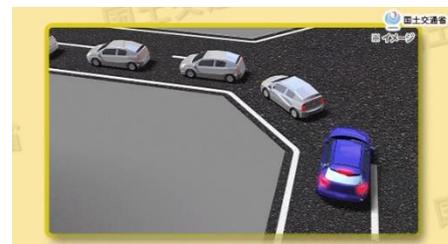


2. システムの不要作動と対処方法

希な事例ではありますが、衝突の可能性が高くないと考えられる状況でも、使用する環境や条件が重なることによって、衝突被害軽減ブレーキが不要作動する場合があります。

予期せぬ作動に慌てず対処するため、取扱説明書を読み、システムの特性や作動条件等を正しく理解して使用して下さい。

- ①急なブレーキがかかるおそれがあるので、シートベルトを着用しましょう。トラックでは、普段から荷物を固縛しましょう。
- ②システムが作動し車両が停止した後に、車両が動き出さないように、慌てずブレーキを踏むようにしましょう。
- ③カメラ前方のフロントガラスを清掃する等、システムが適切に作動するようにしましょう。



<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>



(問い合わせ先)

物流・自動車局審査・リコール課 鯖戸、田中

代表：03-5253-8111(内線)42354

直通：03-5253-8597

同時発表：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

令和7年5月3日
都市局参事官（国際園芸博覧会担当）付
物流・自動車局自動車情報課

GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートの

デザイン及び交付開始日等を決定！！**～事前申込の受付は6月9日から開始します！～**

国土交通省では、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催を記念した特別仕様のナンバープレートを、全国の希望者へ7月14日（月）から交付を開始することとし、6月9日（月）より事前申込の受付を開始することとします。

特別仕様ナンバープレートは、日本全国での普及を通じて多くの方々にGREEN×EXPO 2027を身近に感じてもらい、GREEN×EXPO 2027の開催機運の醸成を図ることを目的としております。

1. GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートのデザイン

	登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
フルカラー版 （寄付金あり）			
モノトーン版 （寄付金なし）			

2. 交付期間等

申込受付：令和7年6月9日（月）～

交付期間：令和7年7月14日（月）～令和9年11月30日（火）

3. 申込み方法

ご自身でウェブサイト（<https://www.kibou-number.jp>）からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場、行政書士等にご相談ください。

4. 料金（交付手数料等）

上記ウェブサイトにて5月下旬頃に公表予定です。

5. 対象車両

新車・中古車の購入時だけでなく、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも番号を変更することなく、特別仕様ナンバープレートに交換が可能です。

6. 寄付金の活用

フルカラー版の特別仕様ナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000円以上）は、GREEN×EXPO 2027 の開催に関連した交通サービスの充実等に充てられる予定です。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版の特別仕様ナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】

- 特別仕様ナンバープレート発行スケジュール・手続等に関する問い合わせ
物流・自動車局 自動車情報課 山本・福本・大塚
電話：03-5253-8111（内線：41145、42103）直通：03-5253-8588
- 特別仕様ナンバープレートのデザインに関する問い合わせ
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 機運醸成課 三堀
電話：045-307-2031

